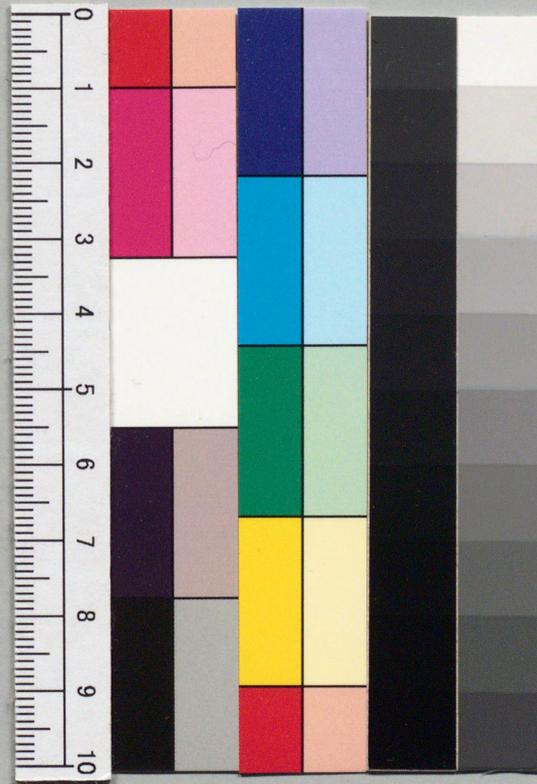


明治二十一年六月廿九日刊行

埼玉郷友會雜誌

第一號

埼玉郷友會



例言

- 一本誌ハ埼玉郷友會規約第二條ニヨリ發行スルモノニシテ其記載スル事項ハ政談ニ涉ラサルモノトス
- 一本誌ハ専ラ會員各自ノ投稿ヲ登載スルモノナレハ其主義ニ於テハ固ヨリ種々之アルベキモ本會ハ總テ共責ニ任セサルモノトス
- 一本誌ノ發行ハ毎月(一回)二十九日トス
- 一會員外ノ寄稿ト雖モ特ニ埼玉地方ニ有益ナリト認ムルモノハ之ヲ登載スルコトアルベシ

明治二十一年六月二十九日發兌

(毎月一回刊行會員限頒布)

目次

- 本會記事 埼玉郷友會の沿革○六月一日○寄附○又○埼玉郷友會規約
- 論說 發刊の辭○第一號ノ發兌ヲ祝ス
- 辻村共之○埼玉縣下ニ一大倉庫會社ヲ設立スベシ 堀越寛介 ○家庭教育の弊害を論ず 石川巖
- 雜報 埼玉英和學校○農家の収益○幸手の生白木綿○比企郡小川町近邊養蚕の景況○蠶業の改良○本年の麥作○後者の頓智
- 漫錄 燃犀堂隨筆 ○壇浦軍記
- 問答三件
- 廣告

埼玉郷友會雜誌第一號

明治二十一年六月二十日

本會記事

●埼玉郷友會の沿革 抑も本會ハ今を距ること五六年前新井常藏氏等の發意に係り當時同郷人の府下にある者時を期して相會し互に胸襟を披き智識を交換し世務を諮詢するを以て目的としたる者なりしが同志の人未だ多からず翼賛の士未だ衆からざりしを以て其基礎も從て十分鞏固せる能はず一會ハ一會毎に來集する者少く遂に久しからずして不幸にも解散するに至りたり然れども同氏等は尚ほ熱心よ之が再興を謀り戸田宇八氏等も亦た大よ之が計畫を爲す所ありしが時運の至らざる所未だ其志を遂ぐるを得ざりき然るに昨年七八月の交に至りて同意を表する者稍々參集するに至り再び規約を設けて月々相會するとはなりたり既にして其規模も漸々擴張して同年十一月三日同郷人の大親睦會を江東中村樓に開くに至れり

是に先ちて我埼玉縣人の東京専門學校にある者の書生會と稱して時に相會し居たるが這

回の大親睦會に當りて右書生會の堀越寛介氏等も相會し其目的とする所の兩會共に大同小異なるを以て遂に相併合して益々其目的を達するに勉むべきの議を出たすに至れり此日の午後二時より開會の旨豫め諸新聞紙上より廣告し兼て四方に郵報し置きたるが體て定刻前に至るや參集する者意外多くに無慮六十余名の大きき及びたり既に定刻に及びたれば戸田宇八君は發起人物代として一場の演説を爲し我埼玉縣の地位よりするも人口よりするも物産よりするも日本第一と位する所なるに獨り有爲の人士と乏しきり甚だ同郷の爲に嘆すへき事なりと説き有爲の人士は斯く地位物産人口の多き我縣下に於て起らざるのからざる筈なれども古來其人出てざるの只之を傑出せしむるの道なきに越由するものなりとて其傑出せしむべきの途人偏に同郷人の結合を鞏固にするにありと論じ次に本日の來會者が獨り官吏のみならず獨り商人のみならず獨り書生のみならず各種の人物を尽く網羅したるを賀し進んて是等の人々が互に己の好む所に偏して集合するの弊あるを説き遂に郷友書生兩會の主義一大同異なるを以て之を合併するは今日の急なることを論じたるに會員一同々意を表したりしかば堀越寛介君の起て尙ほ兩會合併の事に付き反

復其利便を述へ新井常藏君の愈々合併の事が滿員の一致を得たる上更に兩會を解散して委員五名を撰擧し之を規約起草并に創立の庶務を役任せんとを發儀し直に之を撰擧したる石山彌平堀越寛介戸田宇八辻村共之新井常藏の五君が當撰したり夫より辻村共之原又右衛門諸氏の演説あり衆歡を盡して退散したるは午後七時なりき斯くて委員五氏の相會して規約の起草に着手したるに日を経て脱稿したるを以て更に十一月日を以て會員の總會を神田和泉町中村亭に開き逐條討議の末多少の修正ありしも原案に可決したり既にして五名の委員の其委任の事項を結了したるを以て一同辭任の事を申出でられしも衆員の推す所となり再び幹事の就任を承諾したり十二月日の通常會を休會して二十五日神田明神社内開化樓に於て忘年會を開きたるに生憎既に在京の士の歸省したるもの多くして來會者意外に少く僅々三十名に止まりたれど席上新井常藏辻村共之榎本鎌七郎戸田宇八諸氏の演説あり衆悉く歡を盡くし黄昏に至りて退散したり

本年一月は通常會を休會して二十五日新年の宴會を江東中村樓に開きたり當日は遙々地

方より來會されし諸君もありたりしが都下の會員中欠席者頗る多く會する者僅に二十餘名相變らず献酬の間に快活なる談話あり一同歡を盡して無事と散會したり

本會の沿革大畧右に記するが如し而して目下會員の數無慮一百名より上り學士あり實業家あり操觚者あり代言士あり其他名譽ある士人續々入會せられ創立日尙淺しと雖も斯くの如く我縣人の粹を蒐のたるの余輩の尤も喜悅に堪へざる所なり

●六月十日 本年の春季大會も休會したれば郷友會擴張旁々久振りとて宴會を催したるに生憎各學校とも定期試験の期に迫りたる爲め來會諸君は誠に僅少なりしが當日本會員も非ずして來會せられし諸君の大概本會に加盟せられし本會の爲め誠と喜ぶべきことなりき即ち同日會場江東中村樓に會集せられたる諸君は

- 石川 巖 君 原 又右衛門君 堀越 寛介君
- 富田 政雄君 戸田 宇八君 糟谷 惣太郎君
- 吉田 雄之助君 田口 文太郎君 中村 悦造君
- 内田 喜一郎君 福田 又一君 古澤 篤重君

- 小和 瀬金次郎君 小林 伊三郎君 小林 格三郎君
- 新井 常藏君 阪田 鷺郎君 木村 専三君
- 持 田 直君

の十九名にして人數の少かりしにも似ず各々得意の談論に胸襟を披き酔て亂れず亂れずして樂みを盡せしは斯る席上にも整然として自ら高尚の風趣を見はしたりき

●寄附 本會の日を追ふて旺盛に赴くは前項に記載したる如くなるが茲に本會の旨趣をして益々發輝せしめん爲め本誌の刊行を爲すに付き會員諸君中殊と金圓を義捐して其の舉を翼賛せられたるもの亦少なからず今左に是迄義捐を約せられたる諸君の姓名及び金額を列記せん

- 一金拾五圓也 石川 巖 君
- 一金拾五圓也 堀越 寛介君
- 一金拾五圓也 新井 常藏君
- 一金拾五圓也 辻村 共之君

一金六圓也 (但十回に)

小林 唯五郎君

一金五圓也

戸田 宇八君

一金三圓也

吉田 茂助君

一金三圓也 (但三回に)

花 俣 智君

一金一圓也 (同上)

吉田 覺磨君

一金一圓也 (但三回に)

森 磯 五郎君

一金四十錢也

五十嵐 光龍君

一金二十錢也

榎本 謙七郎君

一金二十錢也

瀧澤 吉三郎君

●又 本會會員にして埼玉縣會議員たる永田莊作君の昨年十一月三日親睦會の節金五圓を寄附せられたり

●埼玉郷友會規約 本會創立の旨趣及び規約の左の如し

我が埼玉ノ縣タルヤ地、日本ノ中心タル東京ニ接近シ人口衆多物産豊饒ノ一大縣ナリ是

ヲ以テ政治上ヨリスルモ社會上ヨリスルモ其痛痒ヲ直接ニ感シ其影響ヲ迅速ニ受クル、日本國中我埼玉縣ヲ舍テ他亦之ニ比スベキノ地ナシ吾人埼玉縣人ハ斯クノ如ク今後此社會ニ於テ一大運動ヲ爲スニ最モ便利ナル天幸ノ地位ニ立チ隨テ日本ノ先達者タリ前進者タルノ一大責任ヲ負フ亦言ヲ竣タザルナリ然ルニ同郷ノ士同邑ノ人互ニ諸方ニ散在シテ共ニ談話ヲ交フルノ便ナク與ニ書信ヲ通ズルノ路ナク親睦相歡ノ福利ヲ得、利害相濟ノ情義ヲ求ムルヲ得ザルハ豈ニ吾人ノ一大遺憾ニ非ズヤ吾輩大ニ此ニ感アリ同志ト謀テ普ク同郷ノ人士ト結ビ談話通信ノ利ニ賴テ以テ各自交通親睦ノ慶ヲ得、將來社會上百般ノ事ニ應シテ前進者タリ先達者タルノ一大責任ニ當ルベキ最好ノ名譽ヲ同郷諸士ト共ニ預タントシ玆ニ埼玉郷友會ヲ起シテ其志望ヲ完フセントス同感ノ士乞フ來テ贊助スル所アレ是レ豈ニ吾人ノ幸ノミナランヤ吾人ノ幸ノミナランヤ

埼玉郷友會規約

第一章 名稱及組織

第一條 本會ハ埼玉郷友會ト稱シ事務所ハ當分假リニ東京神田區佐久間町二丁目十八番

地新井方ニ設置ス

但シ縣下便宜ノ地ニ支部ヲ置クコトアルベシ

第二條 本會ハ埼玉縣人ヲ以テ組織スルモノトス

第二章 目的

第三條 本會ノ目的ハ同郷人相互ニ親睦ヲ厚クシ智識ヲ交換シ利益ヲ圖ルニ在リ

第四條 本會ノ目的ヲ達スル爲メ雜誌ヲ發行シ又ハ定期會合ヲ爲スベシ

但シ雜誌ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三章 役員

第五條 本會役員ハ幹事五名、常議員七名、顧問十名トス

但シ役員ハ總テ無給タルベシ

第六條 役員ノ任期ハ各一ケ年トシ大會ノ節、會員ノ公撰ヲ以テ之ヲ定メ若シ缺員アリタル時ハ次票者ヲ以テ之ニ充ツベシ

但シ前任者ヲ再撰スルコトヲ得

第七條 幹事ハ常議員ノ議定シタル事項ヲ執行シ併セテ會計其他百般ノ事ヲ掌トルモノトス

トス

第八條 常議員ハ本會ノ維持方法及ヒ其他百般ノ事ヲ議定スルモノトス

第九條 顧問ハ幹事ノ質議ニ應シ其他本會ノ運動上百般ノ事項ヲ補佐スルモノトス

第四章 會員

第十條 埼玉縣人タル者ハ住所ノ如何ヲ問ハズ何人タリトモ本會會員タルコトヲ得ベシ

第十一條 會員ヲ分チテ通常會員、特待會員ノ二種トス

第十二條 特待會員ハ特ニ本會規定ノ寄附ヲナシタルモノニ限ル

但シ特待會員ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第十三條 特待會員ハ本會ニ於テ特別ノ待遇ヲ受クルコトアルモ其權義ハ總テ通常會員

ト同一タルベシ

第五章 入會及退會

第十四條 會員ヲラント欲スルモノハ其族籍、住所、職業、姓名ヲ詳記シテ幹事ニ申込ミ其

承諾ヲ受クベシ退會ヲ欲スル時亦タ之ニ同シ

但シ移轉、改名等ヲ爲シタル時ハ亦タ本條ノ手續ニ由ルベキモノトス

第六章 會合及會費

第十五條 會合ヲ分チテ通常會、大會ノ二種トス

但シ時機ニ因リ臨時會ヲ開クコトアルベシ

第十六條 通常會ハ毎月第一日曜日ニ、大會ハ春秋二期ニ各之ヲ開キ前以テ幹事ヨリ之

ヲ報告スベシ

第十七條 會費ハ通常會費ヲ每會金拾錢トシ大會費ハ會員集議ノ上之ヲ定ム

○此規則ハ會員過半數ノ意見ニ依リ之ヲ更正スルコトヲ得ベシ

特待會員規則

第一條 特待會員トハ此規則ニ定ムル所ノ寄附ヲナシタルモノニ限ル

第二條 特待會員ハ本會ニ於テ特殊ノ待遇ヲ受ケ永ク本會ニ關スル一切ノ名譽ヲ享受ス

ルヲ得ルモノトス

第三條 毎年金三圓以上ヲ寄附シタルモノハ特待會員トシ本會ニ於テ發刊シタル雜誌ヲ

每號無料ニテ寄送スベシ

第四條 特待會員ノ寄附ハ殊ニ本會雜誌ニ報告シテ廣ク會員ノ閱覽ニ供スベシ

第五條 右ノ外衆員ノ興望ニヨリ殊ニ先達ノ士ヲ推選シテ特待會員ト爲スコトアルベシ

雜誌規則

第一條 本會雜誌ハ埼玉郷友會雜誌ト稱シ規約第三條ノ目的ヲ達スル爲メニ發刊スルモノトス

第二條 本會雜誌ハ東京事務所ニ於テ毎月一回之ヲ發行スルモノトス

但シ其發行ハ毎月二十九日ト定ム

第三條 本會雜誌ノ記事ハ分チテ左ノ各部トス

一 本會記事 二 論說 三 雜報 四 漫錄 五 問答 六 廣告

但シ每號必スシモ各部ヲ備ヘス

第四條 本會雜誌ニ掲載スル記事ハ總テ會員ノ起草セシモノニ限ル

但シ特ニ埼玉地方ニ有益ナリト認ムル者ハ時宜ニヨリ會員外ノ起稿ニ係ルモノ
雖
モ之ヲ掲載スルコアルベシ

第五條 本會雜誌ニ掲載スル記事ハ一切政談ニ涉ルベカラス

第六條 本會員ニシテ本會雜誌ニ其起草セル論文並ニ雜報ヲ登録セントスルモノハ遅ク
モ二十日以前ニ之ヲ幹事ニ送致スベシ

第七條 本會雜誌ハ一切賣買ヲ禁ス

第八條 本會會員ハ雜誌ニ關スル費用トシテ毎月金五錢ヲ前納スベシ

第九條 本會會員ハ雜誌ヲ利用シテ質議問答ヲナスコトヲ得ベシ

第十條 會員寄稿ノ論說雜報トモ之ヲ掲載スルト否トハ總テ主任者ノ意見ニ依ルモノト
ス

第十一條 本會々員タル者ハ無料ニテ本會雜誌ニ廣告ヲ爲スコトヲ得

第十二條 本會雜誌ニ關スル庶務ハ幹事ニ於テ一切之ヲ擔任スベシ

論 說

發刊の辭

我が埼玉の縣たるや地東京に接近し其邊陲たる毛州の境秩山の隈と雖も數日を出でずし
て往返するを得べし左なきだは近來鐵道車馬の利便ありて朝に都門を出つれば夕に故園
に至ること亦た容易なるに至れり然りと雖も越鳥の南枝に巢ひ胡馬の北風は嘶くは天然
の羈絆なり個の日々往返し得らるべき近接の地に在りと雖も一たび故園を離るゝや途上
同郷の人士は邂逅し客窓故園の書信に接手するが如きハ則ち轉た客愁を慰撫するの思な
き能はず況んや時々一處を會し、一室に集りて互に頼を接し、互に臂を把りて故郷山川の
風景を談し、幼時嬉戯の舊事を語るに於ておや然りと雖も近き者ハ日に親しく、去る者
ハ日に疎し其初め互は相往來し、互は書信の往復を爲したる者も久濶の極遂は行路人の
看を爲し、往日攀泳去るに忍びざりし故郷の山川も遠隔の末遂に呉越の思を爲すに至る
こと亦之なしと云ふべからず我が郷友會の興る亦偶然の事に非ざるなり
我郷友會ハ右の如く實は天然の羈絆に由て結合したる形体にして時期を定めて同郷の人
士一所に集合し把臂笑談の間は親睦相歡の福利を得んとするものなり而して是實に首都

に接近し人口衆多物産豊饒なる天幸の地位に生れ日本の先達者たり前進者たるの一大責任を負へる吾人埼玉縣人たる者の當に爲すべき否當に爲さざる可らざる事と云ふべき也唯だ其れ然り然りと雖とも茶話笑言元是れ一場の事のみ以て久しく胸臆に留むべからず以て永く他日に存すべからず且つ其傳播する所唯一場は會合する者に止まれり吾人前途に大任を負ひ榮譽を得べき者嗚呼豈之のみを以て足れりとせんや吾人が本誌を發行する亦た偶然の事と非ざるなり

嗚呼埼玉郷友會雜誌生る矣汝の吾人又與ふる所實に千万無量なり汝既生れたり矣、偶々毎期の會合に欠席したる者あるも汝能く其人をして會員と共に談話を交へしめ且つ其の談話を將て未だ本會に加はらざる者に傳へ而して永く之を後日に存して吾人に銘記せしむ加之汝は北海の絶域に懷郷の夢を結ぶ者を慰め西海の孤島に家山の涙を催す者を娛ましむ若夫れ吾人天涯に在て郷裡の現況を問べ汝明らかなる之を告げ、吾人故山に臥して異邦の故人を問へば汝詳かに之を傳ふ其他汝の今後吾人又與ふる所の利益は吾人の口今之を言ふ能はず、吾人の筆今之を記する能はず嗚呼是れ何者の寧馨兒ぞ、嗚呼吾人を知る

者は夫れ唯汝に在る歟唯汝に在る歟

第一號ノ發兌ヲ祝ス

會員 辻 村 共 之

天ノ人ヲ生スルヤ一視同仁、貴賤上下ノ別アルコナシ而シテ其性ヤ集合團結ヲ欲シ以テ此ノ社會ヲ成シ互ニ相生息スルモノナリ然リ而シテ其万物ノ靈タル所以ノモノハ他ナシ權利ヲ享有シ義務ヲ負擔スルヲ以テノミ果シテ然ラハ人タルモノハ他人ノ權利ヲ妨ケサル限りハ俱ニ天賦ノ自由即チ固有ノ權利ヲ擴張スルハ吾人ノ一大責任タル一亦論ヲ俟タサルナリ然ルニ不幸ナル哉我國ハ思想交通ノ道充分ニ開ケサルヨリ人知ノ發達ヲシテ遅々々ヲシメ遂ニ天賦ノ權利ヲ忘却スルニ至リシ者亦之ナキニ非ス爲ニ知ラズ識ラス歐米諸國ニ先キンセラレタルハ豈遺憾千万ノ極ナラスヤ吾輩大ニ此ニ感アリ曩ニ同郷ノ士ト謀リ埼玉郷友會ナルモノヲ起シタリシガ今又茲ニ雜誌ヲ發行シ専心以テ思想ノ交通ヲ盛ニシ共ニ俱ニ此團結ヲシテ永遠鞏固ナラシメ以テ將來吾人ノ志望ヲ全フセントス聊カ鄙見ヲ述ヘテ發刊ノ祝辭ニ換フルト云爾

埼玉縣下ニ一大倉庫會社ヲ設立スヘシ 會員 堀越 寛 介

余輩方特ニ此ノ論題ヲ掲ケ來テ茲ニ之ヲ論スル所アルハ偶然ニ非サルナリ、人々口ヲ開ケハ即チ曰ク商業不景氣ナリ、曰ク工業振ハス、曰ク金融紛漫ナル底止スル所ヲ知ラスト其苦情ハ嗷々然トシテ至ル處之ヲ聞カサルナシ而シテ此說ノ由テ來ル所ノ原因タルヤ元ヨリ種々アル可マト雖モ要スルニ民間資本ノ欠乏尤モ其重ナルモノト云ハサル可ラス故ニ資本ヲ有スル者ハ一タビ之ヲ手放サハ復タ其戻ラサランコトヲ憂慮シ利子ハ小額ナルモ基礎ノ堅固ナル事業ニ之ヲ注入セント欲シ或ハ銀行ノ株券ヲ購ヒ、或ハ驛遞ノ貯金ヲナスハ蓋シ亦免カル可ラサル情勢ナリトス夫然リ然ラハ即チ民間ニ於テ若シ確固タル事業ノ興起シ其利銀行ノ株券驛遞ノ貯金利子ノ比ニ非サルモノアラハ資本家ハ之ニ向テ資本ヲ注入スルニ躊躇セサルヤ勿論ナリ何トナレハ資本家ハ將來産業ニ就テ尤モ利益アルモノ、起ルヲ待チ之ニ向テ其資本ヲ注入セント欲シテ之ヲ貯藏スルモノナレハナリ之ニ由テ之ヲ見レハ利益アルノ産業起ラハ資本家ハ囊ヲ倒ニシ以テ其事業ニ資本ヲ注入スヘキハ理ノ尤モ見易キ所ナリトス

其然リ然レ厄總テノ事業ハ初メヨリ莫大ノ利益ヲ収ム可キニ非ラサレハ世間往々事業ニ着手シテ未タ其半ヲ終ラサルニ既ニ資本ノ欠乏ヲ告グルニ至リ周章狼狽ノ餘物品ハ價ノ如何ニ係ラス之ヲ捨テ賣リトシテ忽ニシテ其業ヲ廢シ之ヲ再興セントスルノ勇氣ハ一朝ニ失セ去リ又歎息ノ外ナキニ至ルモノ比々皆然リトス是ヲ以テ世人皆前車ノ覆ルヲ見テ後車ヲ戒メ假令ヒ其業ノ利益アルモノナルニモ拘ラス一概ニ之ヲ擯斥シテ顧ミサルヲ常トス去レハ實業家タルモノ、一事業ヲ爲サント欲スルヤ宜ク先ツ資金ノ充實ヲ謀ラサル可ラス然ラサレハ假令其事業ニ着手スルモ忽チ資本ヲ失テ前隙ノ不幸ヲ招クニ至ルベキナリ豈ニ慎マサル可ケンヤ

夫レ資本ヲ得ルノ途ニアリ一ハ他ヨリ之ヲ借入ル事ニハ合本會社ノ仕組ヲ以テ之ヲ醜集スル事是也而シテ第一ノ方法タル自カラ利益ヲ制限セラル、ノ嫌ヒアリテ元ヨリ第二ノ方法ニ若カサルコトヲナリトス然ルニ第二ノ方法タル直ニ利子ヲ拂フノ義務ナキノミナラス衆人ノ結合スルモノナレハ大資本ヲ得ルコト亦タ易々タルノミスクノ如キ大資本會社起リテ後始メテ諸般ノ事業ニ着手スルヲ得ヘキナリ我埼玉縣ハ東京ニ最モ近接シ田野沃穰

物産ニ富ミ運搬ニ便ナリ而シテ蚕業木綿業ニ適當ナルハ關東ニ冠タリトス故ヲ以テ我縣人ニシテ早ク計ヲ爲サスハ他日内地雜居ノ曉ニ至リ外人ノ大資本ヲ擁スルモノ直チニ來テ其手下サントス果シテ然ラバ我埼玉縣ノ人々ハ忽チ彼等ノ爲ニ天與ノ利業ヲ奪ハルハニ至ラントス豈猛省セサル可ンヤ

客年四五月頃ノト覺ユ我埼玉縣知事ハ首トメ蚕業資本融通會社及倉庫會社ヲ設立セントシ自ラ縣下ノ財產家ヲ集メ百方誘導スル所アリシモ時ニ事情ノ止ム能ハサルモノアリシタメ遂ニ折角ノ計畫モ水泡ニ飯シタリシハ實ニ殘念ノ次第ナリキ然リト雖モ此會社タル知事ノ監督ニ歸スルモノニシテ而シテ監督ノ事タル大ニ利害ノ存在スルモノナレハ余輩ハ當時私カニ或ル者ニ謂テ曰ク我縣ノ資本家ハ今目前ニ此大利アル業ヲ見テ何ニ故ニ自ラ奮テ一大會社ヲ設立セズシテ徒ニ監督ヲノミ是レ仰カント欲スルヤ余輩不似ト雖モ幸ニ共同ヲ得奮テ事ニ茲ニ從ハントスト然レモ亦遂ニ一片ノ烟トナリテ再ヒ消失セタリキ

余輩カ今茲ニ論スル所ハ即チ知事カ誘導セラレシ會社ノ任組ヲ折衷シテ一ノ大ナル資本

貸附倉庫會社ヲ設立セントスルニアリ然レ余輩ハ決シテ知事ノ監督ヲ願ハントスルニ非ラス只資本家諸氏カ各自獨立ノ氣象ヲ振起シ奮テ此ヲ設立ス可シト云フニアルナリ抑モ資本貸附倉庫會社ナル者ハ多ク歐洲ニ行ハレ近年我國ニ於テモ或ル縣ニテハ之ヲ設立シ好結果ヲ得タル者少カラス而シテ其方法タル物品ヲ預リ日歩ヲ貸シ倉敷料ヲ收メテ預リ物品ニ對スル手形ヲ發シ專ラ商品ニ付キ金融ノ便利ヲ兼テ其賣買ヲ簡易ナラシムルニアレハ如何ニ奸商狡奴ノ相場ヲ動搖セシムルコアルモ賣品ヲ有スル商人ハ物品ヲ會社ニ預テ金ヲ借り安座シテ相場ノ機ヲ覘ヒ以テ時ノ至ルニ待ツノ便ヲ得ルノミナラス運賃ヲ拂テ商品ヲ送ルノ憂ナク只一紙片ヲ懷ニシテ賣却ノ途ヲ求ムレハ足レリトス其至便ナルト此ノ如シ故ヲ以テ此會社ノ効用タル獨リ會社株主カ確實ナル利益ヲ得ルノミナラス併セテ奸商ノ弊ヲ抑ヘ農トナク商トナク工トナク各業ニ從事スル者ニ至大ノ便利ヲ與フルモノナリトス余輩今讀者ノタメニ參考トシテ一ニ府縣ニ設立アル倉庫會社營業上ノ實蹟ヲ舉ケンニ

滋賀倉庫會社

(明治十六年十二月設立)

同社ニ於テ首トシテ預ル所ノ物品ハ米穀、菜種、肥物、等ニシテ設立後明治十七年半マ
 テニ該會社ヨリ發シタル手形ハ總計二十七萬圓ニシテ融通會社ニ於テ右手形ニ對シ
 割引シタル高ハ總計五万五千圓ナリト而シテ明治十六年ニハ米價下落シ納稅期限來リテ
 金融逼迫シ金利ハ一割五分、二割ニ上リ市街ハ左程ニアラサリシモ田舎ハ大困難ニ遭
 遇シタリシカ此際右會社ノ設立アリタルヲ以テ全縣廳ハ官吏ヲ派遣シテ人民ニ懇諭シ
 其融通ノ途アルヲ知ラシメタルヨリ示來預ケ米ヲ爲ス者最モ多ク又一方ニ於テハ手形
 ヲ金田ニ交換スル低利ノ融通場タルヲ知リシタメ假令爰ニ預ケ品ヲナサハルモ其影響
 ハ一般ニ波及シテ遂ニ利子モ一割以內ニ入り同地方人民ハ爲ニ大便利ヲ得タリト云フ
 京都倉庫會社
 (明治十六年六月設立)

當社ハ設立ノ當時ハ其規模極テ小ニシテ且信用モ少ナカリシカ其營業ノ確實ナルカダ
 メ人漸ク其便利ヲ感シ明治十七年ニ至テハ景况頗ル宜シク十六年六月ヨリ全十二月迄
 ノ半期ニ八百三十六圓許ノ利益アリ尤モ其資本ハ當初貳萬圓ノ見込ナリシモ當時未ダ
 一萬圓ノ上ニ出テサルニ此ノ如キ利益アリ而シテ其預品ノ種類ハ米、麥、大豆等ヲ重トシ

京都伏見ニ第一國立銀行ノ支店アリテ其預券ニ對シ金ヲ貸出シタリ而シテ十七年一月ヨ
 リ全六月迄ニ千百貳十圓ノ利益アリテ之ヲ昨年ニ比スルニ五分ノ二チ増シタリ又前年
 ハ百石ノ米ヲ持參スレハ百石預手形一枚ヲ渡ス定メナリシカ今日ハ之ヲ分割シテ三枚
 トモナス故ニ預ケ人ニ於テモ拾枚ノ手形ノ内三枚ヲ留置テ殘七枚ニテ金融ヲ計ルノ便
 利ヲ得ルニ至レリ依テ其營業次第ニ繁昌シ第一國立銀行支店ニ於テ十六年ニハ二萬三
 千圓余ヲ貸出シタリシニ翌年上半年期ニ於テハ三萬五千圓余ヲ貸出スニ至リ尙漸次盛大
 ニ赴クノ景況ニテ最初ハ第一國立銀行支店ノミニテカメテ貸出シタルニ今ハ他ノ銀行
 商家モ連リニ貸出チナスニ到レリト云フ

讀者之ヲ讀テ如何ナル感覺ヲ起セシヤ右報告書タル明治十七年ニ係ルモノニシテ固ヨリ
 確實ノモノナリト雖モ一步ヲ讓リテ是レ惟タ一二ノ縣ニ於テ此實蹟ヲ得タリト云フ迄ニ
 シテ未タ遽カニ我縣下ニ之ヲ宛箱ム可ラサルノ嫌アリトセンカ余輩ハ次號ヲ待テ更ニ縣
 下ノ物產賣買需給ノ有様ヲ列舉シ充分其利害得失ノアル處ヲ詳論セントス

(未完)

余は嘗て吾邦家庭教育の一大弊害あることを憂ひ世の心ある人に遭ては折々之を打語ることありしも習慣は第二の天性とかや容易に其弊害を矯め能はざるのとならず世人の其弊害を弊害としも氣付かざるの甚と歎かはしきことならずや抑も人の性は慣れ易くして後め難く特に幼稚の時を甚しとす开は吾人が彼の物學ひするも幼稚の頃學ひ得たること十年長けて長き歳月を経過するも能く記憶して居ることなきを以ても明かなり是れその家庭教育の忽諸すべからざる所以ならずや彼の教育の學校の職掌まで親たる者は小兒を養育すれり事足る抔思ふに大なる誤りなり其學校へ行くまで親の手許にある間こそ尤も大切なる時と申すべけれ偕て人が教育を承るの年月の甚だ長く之を大別して三と爲すべし凡を生れて六才に至るまでを家庭教育の時となし六才より後を學校の教育となし學校教育の後を社會の教育と爲し斯く順次の教育を承けて始めて一人前の人となるべし聞くが如くんば支那の古學者の曾て体教の説を唱ひ婦人妊娠中の常に道德書を讀ましむべしと云ひ又希臘國にては古昔アポロ、カストル、ポルラツクス、ペーナス、ヘーブナ

と云ふ男神女神の優美なる神像を妊娠中に眺め居りて慙れなる乞食非人等を見ざる様に務め可成過激なる喜怒哀樂を避くるときり好き子を生み得べしなど古今東西其説く所相同しきが如し乍去是の問題外の事なれり暫く之を他日に譲り先づ分娩後即ち家庭の教育に就て論せんとす今吾邦の父母たる者の家庭教育を視るに其の人々の上流下等に論なく已が子を見ること禽獸にだも如かざるものとし其事態を旁らより觀察するとき誠に淺ましうもまた歎はしき次第なり蓋し人の品行を鑄造するもの其生れたる家より善きもなく又其家より首要なるはなく貴賤貧富の差別なく至善の教を承くるも極惡は生長するも皆茲にあり小兒が乳養を受けし時に其耳目に濡染せしもの成長に至りたる後の行狀の根柢となり終身改悛せずして死に至らざれば已まざるものなり左れば家庭の教育の特に之を慎まざるべからざるなり

諺に氏より育ちと云て中等以上は家にてり小兒の品行に随分注意に注意を払ふと雖も丁寧の弊は却て窮屈な流れ徒ら言語動作の優美ならんことのみを欲し人生精神上の教育に至りては恬として顧みざるもの、如し余が家庭教育の一大弊害と云ふものは蓋し爰に

ありて存するなり

請ふ吾人が父母の平生を視察せよ其己が子を宥め或ば賺す時の言辞の種々ありて枚擧に暇まあらすと雖も先づ其一二を直寫せんに曰く「ツレワン」が來たり「ソレコン」が出たり「天狗」や「幽霊」や或は「大入道」或は「乞食」又「巡查」など等にて此數語の皆是れ人生精神上の大害物にして之が爲め未だ經驗の力も考察の働きのなき天賦其儘なる精神を畏懼せしめ人生主要の勇膽力の發達を妨害し其畏るべからざるに懼れ退くべからざるに退くに至るか如き畏怖心を養生するに至るものなり如斯言語を以て我愛兒を養育するものの特り小兒の罪人のみならず亦以て造化の罪人なりとするも過言に非るなり今此の如き言語を以て養成せられたる人の胸裏を寫さんに深更犬の吠ゆるに遇ひ雨夕狐の影を見れば敢て之を畏れざるも心中自ら凄然たるを覺ゆべし又夜中廢家廢寺古墳等の傍を過くれば木石の影を幽靈かと疑ひ木の枝の折るゝ響を天狗かと怪み烟草の火を一眼兒と誤り橋上の水聲を小豆磨き婆々と訝り木陰を仰き見て大入道と疑ひ熱病人の謔語を狐付と妄信し異狀の人を看れり輒ち之を畏れ役人に遇へば直に底冷たく思ひ官舎に入れば忽

ち狼狽する等屈指するも違ふあらず然り而して習慣遂に性となり彼の役人の威官舎の大を見ての僅かに殘存せし再膽力の悉く滅却して滿胸の畏怖心となり其云ふべきを云ひす語るべからざるを語り公明正大の身を以て自己の權利を伸張する能はず理非曲直を抛擲して唯々諸々只命是從ふに至り遂に志士仁人をして吾邦人の自由の精神に乏しきを慨て日本人は氣樂なり臆病なりと切齒せしむる所以なり彼の歐米人の待遇上を見るに常に彼れの靈威に壓倒せられて道理の曲直と勢力の強弱とを吾邦人の眼中を去りし蓋し此弊害の顯著なるものと云ふべし余は今より内地雜居の天氣を見て轉々悚然たらすんばあらざるなり

蓋し一國の富強を計るには一家をして富強ならしめざるべからず一家をして富強ならしむるに家人の精神をして剛毅ならしめざるべからず家人の精神をして剛毅ならしむるに家庭教育の如何に因る人の父母たるもの慎まざるべからず諺に三ツ子の魂百迄と云ふが如く幻穢の内に淫染したるは生涯洗除し能はざるなり小兒が生れて始て氣息を吸ふ時より教育の事ハ早ノ既に始まる者と知るべし假令彼犬狐幽霊等の數語精神に害なしとす

るも萬物の靈たる人類殊に其父母たるものが已が智能威徳を以て已が子を訓導制御する能はずして禽獸等の力を借て之を訓導制御せんとするは豈馬鹿々々敷ことならずや豈に造化の罪人ならずや世の父母たるもの須らく猛省すべし

雜報

●埼玉英和學校 同校の中人以上の業務に就き又の専門の學校若くは諸官立學校に入らんとする者に必須の學科を授くる爲めに北埼玉郡不動岡近傍の有志者が資金を醸集して一昨十九年十二月創設したるものにして教師の數五名生徒の數二百名以上あり目下餘程の盛況にして縣下屈指の英學校なりと同地よりの通信に見へたり

●農家の収益 左に掲ぐる表の縣下比企郡小川村邊の老農某氏の調査に係るものなるが近時田作養蠶の損益麥作米作の利害等の議論随分盛よして且つ農家の困難を稱え租稅輕減の説を唱ふる者多き折柄當局者の爲め頗る有益なるものと思はるれば是を掲ぐることになしたり

第一米作

収入の部

一金七圓七拾錢也 收穫玄米一石四斗(但一石五斗五拾錢相場)

一金八拾錢也 藪糠代

計金八圓五拾錢也

支出の部

一金貳錢六厘也 種粃八升代(但一升二錢七厘五毛の割)

一金六拾八錢也 堀返人夫四人の賃金(但一人拾七錢の割以下倣之)

一金拾七錢也 畔塗草蒔人夫一人の賃金

一金一圓貳錢也 塊搔人夫六人の賃金

一金六拾八錢也 植付に關する一切の人夫四人の賃金

一金六拾八錢也 草取人夫四人の賃金

一金六十八錢也 水廻肥入等の人夫四人の賃金

一金廿五錢五厘也 苧取に關する人夫一人半の賃金
 一金卅五錢五厘也 運送人夫一人半の賃金
 一金六拾八錢也 稻コキより俵に作る迄一切の人夫四人の賃金
 一金四拾錢也 器具損料
 一金貳圓也 肥料
 一金壹圓六拾錢也 租稅諸費
 一金拾五錢也 雜費
 計金九圓四拾七錢六厘也
 差引金九拾七錢六厘也 支出超加

(未完)

●幸手の生白木綿 幸手生白とし云へば誰れ知らぬものなく一時東京其他各地方の市場
 は聲譽を擡じしたりしが先年二三奸商の粗惡なる品物を賣出したるより頓其聲價を落
 し隨て一時の博利に驕奢を極めたる機屋等は頻々倒産したりしかば其產出も著しく減少

し遂は岩概粕壁邊の生白の爲め其名聲を奪はるゝに至りたりしに昨年來生白の氣配
 目切り引立ちたるより毎戸其織出を盛まし再び産額の増加を見るも至り茲に漸く同商の
 愁眉を開くに至りしも此際不正品の取引を嚴禁し同業の弊習を一洗するに非ざれば折角
 の景況も一時の夢幻と消え去るやも計り難ければとて心ある人々は目下其計畫中なりと
 同地會友よりの報に見へたり

に比して鮎魚の發育も餘程思しき由なるが是等も矢張水涸の爲なるべしと云ふ

●比企郡小川村近邊養蚕の景況 本年は蚕兒發生以來氣候の不順なりし爲め當業者は其
 成育上に障害を來すともやあらんと大に氣遣居たりしにも拘へらす殊の外生立宜しくし
 て温暖飼即ち火力を以て飼養せし者は去月廿五六日の頃既に成繭を見るに至り又通常の
 養育法にて飼養したるものも早きは十四五日以前に成繭し遅きも八九日前迄に大體上
 簇したる由にて概して中等以上の作方なれば例年に比して収繭の高も幾分の増加あるべ

もと云へり因に云ふ該地方の近年頗に蠶業に熱心し至る處多分の蠶兒を飼育し隨て二三年前に比すれば大に其業に熟練したるを以て同地方蠶業の前途の實に期すべきものあり云々と該地會友よりの來信に見へたり

●蠶業の改良 縣下比企郡古里村の中村武八郎氏の夙に蠶業に熱心し曩に近傍の有志と謀り首として蠶業傳習所を設立し教師を招聘して其飼養法を改良し此迄の飼育方を廢して温暖飼育法を用ゐたるに頗る好結果を奏したる由にて近傍の人々も追々其法に倣ふもの増加する趣なるが同法に依りて飼養する時の通常の方法より餘程早く成繭するのみならず收穫する所の繭も一層佳良なりと云へば是れを同地方蠶業進歩の第一着歩と云ふへし

●本年の麥作 縣下麥作の模様は是迄諸方に問合せ置きたるが今其回答ありたる分に就いて概言せんに中より往々思ひしより收穫の少かりし處もあれと全体より之を言へば昨年に比し幾分か上作なるも決して收穫を減することのあるまじと云へり最も其詳細は未だ尙込を爲したる上の回答を得ざるを以て實際の處茲に之を記ざるを得ず

●役者の頓智 埼玉縣の西方に方れる或る郡中の一小村にては古來土民の芝居を好まけ

るより代々農間に其稽古を爲し來りしが好める道とて何時も平生鋤鋤を荷ひ居る人にも似もやらす中々慢やかに見らるゝ事の多かりき去る程の事かどよ同村の若者共は村の氏神祭禮を時とし一芝居を興行したるが祭典日と云ひ旁々見物人も遠近より多く集りたれば若者共は今日を限りと畢生の腕前を顯はしたるを以て幕明より喝采の聲の傍りの山川をも動かす許りなりし頓て一齣を仕舞たれば暫く中休みを爲し之より忠臣藏四段目を演せんとの口上も濟み判官腹切の所など中々に見堪えありしが折柄檢死役樂師寺を勤めたる若者は村中にて屈指の疎漏なる人にて何時も失敗せぬこと少からざりしかば人々の片唾を呑んで彼奴「今日丈の無難に仕遂げれば善いが」と案じ居たりしに彼の若者は此處ぞ一番大威張を爲すべき處なりとて一生懸命に骨折りしと見へ思ひの外に上出來なりしを以て皆々心落付き居たるを驪て「判官が死だら早く屋敷を明渡せ」と言ふ臺詞に至りて餘りに勢を任せたるを不圖心忘れやしたりけん「判官」と云ふべかりしを誤て「此樂師寺が」と一聲荒ら、かよ言放ちたれば道の若者もギョツとしたる様子なりしが忽ち言を續て「死だら善からうがソー旨くい行かぬ哩」と怒鳴りて直に「判官が、」と云たりし

がば見物一同の大笑を發し一時の場も崩る、許りにて誰彼の差別なく違が頓智の若者かなど皆々譽めぬ者としていなりし云々と會合の節會員某氏の話の儘

漫 録

燃犀堂隨筆

燃犀堂主人稿

(一) 高臥隱遁

高臥隱遁とは朝に立て一國の樞機を握る者の勿論其他大小の政務を掌とる者が一朝其志の容れられざるより不本意ながらも冠を掛けて深く山林に隠れ、野に在て一己の見を立て當時其籌策を試みんと欲する者が偶々時の輿論に背馳せる爲め之を行ふを得ざるより已むを得ず出て仕へず獨居して其道を修むるを云ふなり是れ素より其人の朝にあると野にあるとを問ひを誠に當然の事にして且つ必然の所爲と申すべし然るに今の世の中の人には高臥隱遁と云へり一概に之を嘲笑して支那古代迂儒の輩に倣へるものなりなど甚たしく之をさげすめども是れこそ眞に事理に暗き人の言と申すべきなれ何となれば凡そ政

事家たるもの、古今東西其位置の朝野高下を論せず総て學術世故に練熟する事をば肝要とするなれ如何に學問に富み如何に世故に慣るゝも其身は勇氣と申す一の大切のものゝ欠きたらんには之を眞成の政事家とい申すべからず扱て其肝要なる勇氣を顯す最も大切な場合の已れの進退去就を決する時より勝れるはなかるべし夫れ己の志容れられざるべきに潔く其身を退くるこそ大人の道とは申すなれ卑庸にも其志を枉げて其位置を保ち其膝を折りて祿位を得るゝ汲々たるが如き婦人小子ならば猶ほ恕すべし決して自ら政事家と稱し自ら志士と任する人の所爲とは云ふべからず左れば此進退去就の場合に臨みて畢生の勇氣を振ひ其道を枉げずして其身を處するゝ非凡の人に非れり立派に爲し得ざると知るべし夷齊の首陽に飢え虞氏の布城に蟄するも時に古今の別あり洋に東西の異はあれども其揆を一にして皆能く此大義を致せしものなり今の世の白面書生輩が事理を解せずして徒らに古今を論するが如き鳴呼の沙汰、笑止の至極とこそ申すべけれ

(二) 文明人と野蠻人と力を用ふるの差異

獐惡なる獅子は隻手を以て之を支ふべからず、然るに人能く之を捕ふるの何ぞや、矮小な

る狐狸は片足以て之を斃すべし、然るに彼輒く人を魅するの何そや、獅子乎彼元力を以て之を制すべからず人能く智を以て之を捕ふ、狐狸乎彼元力を以て之を捕ふべし人其心を失ふて輒ち彼に魅せらる、此故も智なく巧なき蠻人の狐狸に魅せられて自ら之を知らず却て之を怪爲し、猛ならず暴ならざる文明人の獅子を捕ふるも人之を怪まず却て平々の事と爲す、

夫人の力に二種あり一は智力なり一は腕力なり曰く之を用ふるは時と場合とあり暴者に遇ひは智力以て之を懐くべし、講者も遭ひは腕力以て之を服すべし、智なく講なき蠻野の時代に在ては其民一般重は腕力をのみ用ゐたり否な智力なるもの、當時未だ殆んど發達せざりしなり然れども今日の如く文明は進みつゝある時代に在りては智力は方に發達して其用益々擴張し腕力の境界は益々縮少して結局智力の用の擴張と腕力の用の縮少との正に反比例の有様を爲し居れり

右は野蠻時代の重に腕力、文明時代は重に智力と其用ゆる力の種類、類の異なる次第を述べたるものなるが左に兩時代に於て此二力を用ゆる方途の異なる次第を述べし

未開時代に在りては其稍進歩して大小の部落より邦國の形体を爲すものと雖も獸畜を獵るを以て業とし戰爭零奪等を常にせしものにして其力を用ゆる所の重に是等の爲めにせしものなり即ち其一斑を云へは鉄を以て刀鎌を製作する等凡て其力を他の族類を勦絶する爲めに使用せしなり

然るに戰鬪零奪の暴力次第に其跡を斂めて商賈交通の道次第に盛んなるに至りては工業盛業製作場等屬んに起り或は鉄道を布設し或は船舶を製作する等重に其力を殖産工業上へ盡くすに至るものなり即ち其一斑を言へば鉄を以て船舶器械を製作し或は鯨濤を渡り或は險坂を越ゆるに恰も坦々たる平地を行くが如くする等凡て其力を天爲の物を制する爲めに使用せるものなり、之を要する未開人と開化人と力を用ふるの別は種類より之を云へば未開人の多く腕力を用ゐ、開化人は重に智力を用ゐ、又其方途より之を云へば未開人は重に其力を人類を制するに用ゐ、開化人の多く其力を天物を制するに用ゐるものと知るべし

(以下嗣出)

左に掲ぐるは檀浦兜軍記中阿古屋琴責の段を靜軒寺門先生の漢譯されたるものなるが

其文辞妙麗自在、以て先生の才筆を見るべし依て原文を併せて之を掲ぐ看る者諷誦玩味一回り一回より其妙味を覺ゆるものあらん

壇浦兜軍記

琴責の段

冷々生

鬼の脛短しといへ共是をつが、バ憂なん鶴の脛長しといへ共是をた、バ悲なん民をせいする事此理にひとし、されバ治る九重に、猶も非常をいましめの、水上清き堀川御所當時鎌倉の嚴命よしたがひ、秩父庄司次郎重忠、きんりしゆこの代官として、兼ての民の公事さいばん、私のはからいなく、道にくもらぬマ寸鏡、智仁の勇士とかがやけり、同席は相並ふ岩、永致連南都東大寺の建立より、直さま都に押留り、重忠の助役どかうし、惡七兵衛景清が有家をさがす邪智、野前智仁の勇士倭奸、表の忠義よ見せかけて、おのが意恨を指のさむ、心の底の、二股竹虎の威をかる狐とは、きよろつく顔よあら、れたり、かゝる折から秩父の郎等、高他柄髪榛澤六郎成清、遊君あこやを拷問の、時刻も限る未の刻六のらふ立歸る、御門におるす囚人かぞ、ゆしと籠を上て引出す、高他柄髪姿いたての、うちかけやい、ましめの繩引かへて、縫のもやうのいと結び、小つま

形容
妙

披露半圖
加々々等
字自見
永奸邪
奸人自有
邪的惡
先待字自
見重忠爲
智仁之士
仁智之士
自有仁智
之語
十分察他
權而義詔
佛是明以
爲仁智之
士

取手も儘なれを胸いほどけぬ思ひの色形ははでに氣のしほれ、寫此胸中、管に、結胸中、母たる牡丹花の水上、取取兩句、げかぬるふせいな、付深澤言榛澤六郎御前に出仰、付深澤言任せ繩をゆるし、付深澤言さま、付深澤言だめ、不便を加へ尋ね問ひへ共、向分景清が行衛存せぬと斗、外に申口も是なきゆへ、召つれて候と披露半に岩永左衛門つかくと立出、付深澤言ヤア念也、付深澤言榛澤科人に繩もかけず其上見れば、拷問につかれたる氣色も見へぬが、付深澤言聞へた掟の御邊がけふの拷問、なまぬるゝやられしなよ、付深澤言く、明日の者が受取をそゝく、家來任せにも成まじ、自身の手並見つけ、景清が有家とさ_{對衛定言}がして見せう、對衛定言侍共やいあの女め岩永が屏敷へ引けて、れいのここのを重中押やめ、いや先待れよ岩永、此對水繩をせし拷問をゆるめしも、對衛定言榛澤、私ならず其が了簡、其上に今日のくれ_{對衛定言}迄、此方のかからひ、其凡のか構ひない筈、入ぬ世話御無用く、對衛定言アリや、對衛定言やいあ、や、今日もまた白狀せぬよし、對衛定言にて掟しふどのなせいぬ、去ながら、それもなあ無理と思はぬ、對衛定言義理と情を表に立るが遊君のならひ、いかに責らるゝが、對衛定言つらい、對衛定言沖なじみを、對衛定言重ねた夫の行衛、つ、對衛定言おふ共、對衛定言明されまいさ、對衛定言さなきだま流を立る女の、對衛定言誠なき者ど、對衛定言一むきに心得しやからも有べ、對衛定言それらが謗もうたてく思ひ又の同じ憂ふしを動る、對衛定言友傍輩の顔よこしな

と、思ふての事ならんが、爰をそくと合点せよ景清が行衛存すべき者なればこそからめ
 取て詮義もする、ありやうに白狀すれば、かたじけなくも鎌倉殿の御意を安んじ奉り、天
 晴の御奉公、万人の譏を請ても、君一人の心に叶はば其身の冥加あしからまじ、爰を能辨
 へて、サアさつぱりと景清が有家、此重忠に聞せいと物相らかに理をせめて然もこたゆ
 るせんぎの詞、あこやの聞て、是當言的さつてもきびしい殿様、四相をささる御方との、常々
 噂も聞たれど、何の子細らしい、四相の五相の、小袖に留る加羅じや迄、とあだ口よ云なが
 せしが、けふの仰よが、おれた勤の身の心をくんで、忝いおつしやり様なんのせい文
 で景清殿の行衛知てさへ居るなら、お心よほだされ、ついほんと云てのけふが、何をいふ
 てもしらぬが眞實、それとても疑ひはれずば、ハテいつ迄も責られふわいよ、責らるが
 勤のかかり、お前方も精出して、お責めなさるが身のお勤、つめとどいふ字よ二ツはな
 浮世での有ぞいな、といふに傍からこらへぬ岩永ヤアベリくとはつしやいだおと骨、せ
 ひ白狀をせぬに置いて、此間の拷問に、品をかへて、憂めを見する、聞ばうぬ懐胎とな、よ
 いくきつと思ひ付た、腹に子の有がさみの格鹽煎責よしてくれふとおどしかくればハ

矣冷言
 、、、、、、そんな事こがつて苦界が片時かたときならふかいな、同じ、よう座にならんで、殿
 様顔して、で、ざれ共、いきかたの雪と墨、重忠様ののからひとて、榛澤様のけふのせんぎ、繩
 もかけず責もなく、六はらの松蔭にて、物ひそやか義理すくめ、さまゝといたわりて
 サア景清が行衛のと問れし時の其くるしさ、水責火責、のこたえうが情と義理どにひしがれ
 て、此ほね、もくだくる思ひ、それ程せつない事ながら、しらぬ事なせひもなし、此上
 のお情に、いつそ殺して下さんせと、とんと投出す身の覺悟、もて餘してぞ見えにける

譯文

梟脛雖短續之則忠鶴脛雖長斷之則悲治民道理亦是一般大公任物不用苛察此爲政事、紐當
 下秩父二郎重忠、奉台命守護皇居且裁斷訟獄、其人仁智、公道奉職、民庶敬服、稱譽不置、
 同僚岩永左衛門致連、檢視東大寺造營、自南都還、與重忠同輪番畫卯、究治惡七景清踪迹、
 原來致連心性好邪、外畔公囊、內狹私怨、依了虎威、猛緝捕其連累、景清所押之妓曰阿古野
 待拷問他招形迹、恰好重忠家人成清、撻阿妓解了衛門來、衛役走去、自輿中拖出之、奪得
 玉手發、彩、蓮步生、書、愁眉淚眼、更嬌愈艷、錦襖未、被、黑索幸免、也、儻插、瓶牡丹、水氣

未、潮帶、雨漸、露華、猶滴

他、瑣裝之、華美、他、中之、文、為、去、筆、頭、生、彩、是、所、以、其、為、奸、邪、小、人

成清叩頭稟道、從旨脫縛、甘言溫慰、百方究問、他只道不認、因率本身到、致連不待、言終、高聲叱道、汝意慢恣、不細縛他、來、不下、狠手、怎招認、明日則我的直番、親拷究取供、願衙役道、快把那賊、解了我邸內、將去、重忠過住道、成清處置、依我附囑、日是在下輪直、足下何容、喙、好生休息罷去、致連雖肚裏起性、理沒言可、回錯、口默了、重忠向阿妓道、緣情立義、汝等本領不堪、苦楚供實、汝所不敢、且世人指着娼婦、概為無情義者、汝欲使他卸一指、摩莫非、慚壞了、朋類、而上、麼、我豈不察之、雖只不止、景清一身、係着天下安危、縱引世人之謗、汝如供招、奉安、幕府尊慮、斷滅、國家之患、其功、豈小、會得此道理、供他踪跡、罷、阿妓擡頭嘆道、初時聽眾人言、公能酌情裁、訟、讀、稱譽、奴家倒謂、世人風儀、何必是憑、思是衣上之薰香、豈能保、久、誰料今日、究問、析、卸、潑、情、懇、切、透了骨兒、奴家懷抱之苦、於受於鞭笞之戮、雖然苦、奈真實不認、何以呈供、猶置、疑、不、放、寬、放、去、好、生、吃、刑、具、之、苦、熬、苦、是、苦、界、之、職、聽、苦、亦、衙、門、之、職、難、言、職、字、有、兩、般、致、連、暴、跳、喝、道、休、不、任、煩、活、不、吃、酷、烈、之、苦、爭、奈、招、認

是、所、以、其、智、仁、之、上、言、溫、柔、而、森、嚴、自、見、其、人

至、理、非、凡、庸、婦、人、能、亦、非、凡、庸、婦、人

狂、噪、之、狀、自、其、他、處、見

聞得汝已抱景清之胎、我下手宛腹、扯出胎兒、做個阿妓微笑道、凌遲處死亦甘心、只賜死做仁慈

(未完)

元旦

蓬香 吉田順夫

人生少壯愧無為、五十元來業既遲、兒女今朝喜迎歲、丈夫却是斷腸時

梅雨

秩外處士

梅天連日雨如麻、吟客不來百姓家、休謂此中無好友、倦餘呼酒醉餘茶

山中夏日

同

山靜暑權微、日長過客稀、悠然無曆日、高臥看雲歸

問答

一 明治元年以降年々米價の平均相場御存知の御方ハ御教示奉願候會員輸贏道人
一 主水を「モンド」掃部と「カモン」と讀むハ何等の故實によれるや 全 青山生

一 A、B、の二人あり一日荒川に漁す晡み至て一魚を獲ず既にして網非常に重く之を曳き上ぐるを得ず之を見るに溺死者なり是に於て二人とも大に驚きしが兎に角之を曳上んけと兩人力を合せて之を舟中に上げしに思ひきや十八九ども覺しき美婦人なりければ手を以て水落の邊を撿せしに猶少く温氣ありて懷抱せば必ず蘇るべく見へたり然るに A の不圖春氣勃興自ら禁せず之を強姦せんと欲し B に計りたるに B も直に同意したりければ先づ A の之を強姦したるに忽にして婦人の水落の温氣も去り全く締切れたり然るも B の尙堪る能はずして亦強姦し死体の傍なる藪中に置きたり後此事發覺して二人共縛に就けり二人の處分如何

全 草中水去生

廣 告

會 員 諸 君 ニ 告 ヲ

一本會雜誌ノ義ハ去一月廿九日 初號發行ノ筈ニ有之候處庶務ノ整頓セサル爲大ニ延引仕候第二號ノ義ハ來ル七月廿九日發行致シ以下毎月刊行可仕候間論說通信等續々

御投稿被下度尤モ御投寄ノ原稿ハ皆書ニテ必ス十行二十語ニ御記載被下度候

一 本會員諸君ニシテ卒業、任免、起業、旅行、轉居其他ノトアリタル節ハ乍御手数數其都度必ス御報知被下度右ハ時々雜誌ニ登錄可仕候

一 會員名簿ノ義ハ本號ニ掲載ノ都合ニ有之候處轉居等ノ諸君モ許多有之候ニ付不得止第二號ニ掲載ノ都合ニ致シ候間轉移ノ有無ニ關セス規則第十四條ノ件來七月九日迄ニ必ス御通知被下度候

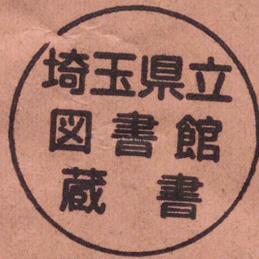
一 會計ノ都合モ有之候ニ付未タ雜誌代送附無之方ハ至急半々年分金三十錢御送附被下度候

六月

幹 事

一 會員諸君中未ダ世上ニ顯ハレザル古文書等御所藏被成居候御方ハ雜誌ニ掲載シテ御不都合無之分ニ限り登録被成下候様偏ニ奉願上候

雜誌委員



〔逓信省認可〕

埼玉県立浦和図書館



300991056

發行所

埼玉郷友會事務所

東京神田區佐久間町二丁目十八番地

發行人兼
印刷人

新井常藏

編輯人

堀越寛介

東京神田區五軒町十八番地

印刷所

小笠原活版所

明治二十一年六月二十九日發兌